

板橋区公衆喫煙所維持管理助成要綱

(令和6年3月13日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、一般に開放可能で、受動喫煙防止対策の施された公衆喫煙所の維持管理に要する費用を区が助成し、迷惑喫煙の防止及び望まない受動喫煙の防止に資することを目的とする。

(助成対象となる喫煙所)

第2条 助成対象となる喫煙所は、国、独立行政法人及び地方公共団体以外の者が設置するもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 屋内喫煙所又は屋外コンテナ型喫煙所で、それぞれ以下の要件を満たすもの

① 屋内喫煙所

ア 給気のために必要な開口部（「がらり」やアンダーカットを含む。）を除き、床面から天井まで達する壁等によって非喫煙区域から空間的に分離されており、専ら喫煙のために利用される室であること。

イ 出入口において、非喫煙区域から喫煙室に向かう気流の確保（喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2（m/s）以上）等、たばこの煙が非喫煙区域に流出することがないように措置が講じられていること。

② 屋外コンテナ型喫煙所

ア 近くを通行する者等に容易に受動喫煙を生じさせることがないように、コンテナで非喫煙区域から区画されており、専ら喫煙のために利用される場所であること。

イ 建物の入口や窓、人の往来が多い区域から可能な限り離して設置する等、周囲の状況に配慮していること。

(2) 喫煙所の出入口に、当該場所が喫煙可能場所であること及び公衆喫煙所であることが分かる標識を掲示すること。なお、掲示する標識は、外国人を含め、誰でもその内容が理解できるものとするよう十分留意すること。

(3) 換気設備を備えており、たばこの煙が屋外に排出され、かつ排気したたばこの煙が人の往来の多い区域や他の建物の開口部に流入しないよう配慮されていること。

(4) 喫煙所の床面積が概ね4㎡以上であり、収容人数が3人以上であること。ただし、壁・天井等によって区画された喫煙場所を複数設置しており、収容人数が3人以上である場合はこの限りでない。

(5) 法令等で規定する基準を満たしたものであること。

(6) 法令等に抵触せず、公序良俗に反しない形態及び運営であること。

(7) 近隣の居住者、テナント、建物の所有者、町会等の理解を得て設置していること。

(8) 一般に開放し、無料で利用できること。

(9) 区が公衆喫煙所として周知することに同意すること。

- (10) 供用開始後、最低60か月継続して運営すること。
- (11) 清掃等を行い、適切な管理をすること。
- (12) 概ね1日8時間以上かつ週5日以上運営すること。ただし、区長が特に認める場合は、この限りでない。
- (13) 喫煙所の場所が分かりやすく案内されていること。
- (14) 周辺的生活環境改善が見込まれること。

(助成対象地区)

第3条 助成の対象地区は、次に掲げるいずれかに該当する地区とする。

- (1) 別表1に規定する地区
- (2) そのほか区長が特に必要と認める地区

(助成対象者)

第4条 補助を受けることができる者は、公衆喫煙所の所有者又は事業主であつて、法人の場合にあつては法人住民税、個人の場合にあつては住民税及び軽自動車税を現に滞納していない者とする。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員等（東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年10月30日東京都板橋区条例第28号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく助成金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(助成対象経費等)

第5条 助成の対象となる経費は、公衆喫煙所の維持管理に係る経費で、別表2に規定する額を限度として毎年度の予算の範囲内で助成する。

2 別表2の規定により算出した助成金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 この要綱に基づく助成以外に、別表2に規定する助成対象経費について他の助成金等が支払われる場合は、その金額を差し引いた額を助成対象経費の額とする。

4 助成を受けることができる期間は、公衆喫煙所としての供用開始から継続して60か月とする。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、喫煙所ごとにあらかじめ助成金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。ただし、板橋区公衆喫煙所設置助成要綱（令和2年3月27日区長決定）に定める喫煙所の設置経費と維持管理経費を同時に申請する場合において、重複している書類については、これを兼ねることができる。

- (1) 喫煙所の設置状況・運営計画書（別記第1号の2様式）

- (2) 喫煙所を設置している土地又は建物について、正当な所有者又は使用者であることを証する書面（登記事項証明書や賃貸借契約書等）
- (3) 喫煙所を設置している土地又は建物の使用者の場合は、その土地又は建物の所有者から同意を受けていること分かる書類
- (4) 喫煙所の設置場所周辺の地図
- (5) 喫煙所の図面（喫煙所の面積、換気扇等の設備及び排気先の位置が分かるもの）
- (6) 健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）に規定する技術的基準を満たすことを証する書類（出入口の空気の気流の計算書類等）
- (7) 喫煙所の外観及び内部の現況が分かる写真
- (8) 喫煙所の維持管理に係る経費の予定金額の内訳及びその算出基準が分かる書類
- (9) 法人の場合にあっては法人事業税及び法人住民税の領収書の写し又は納税証明書（いずれも直近のもの）
- (10) 個人の場合であって、助成金交付申請書において申請者から区税納付状況調査に関する同意が得られない場合、または、区外に居住している場合、若しくは、区外からの転入者で転入前の自治体において課税されている場合は、住民税及び軽自動車税の領収書の写し若しくは納税証明書又は非課税証明書（いずれも直近のもの。領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）
- (11) そのほか区長が特に必要と認める書類

2 前項の規定による申請を行うことができる期日は、次のとおりとする。

- (1) 助成を申請する初年度にあっては、助成を受けようとする維持管理の期間が始まる前まで
- (2) 2年目以降にあっては、原則として当該年度の4月10日（その日が東京都板橋区の休日を定める条例（平成元年板橋区条例第1号）第1条第1項の休日に当たるときは、当該休日の直後の平日）までの日

（助成金の交付の決定等）

第7条 区長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知し、不適当と認めるときは、助成金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の通知に際し、必要な条件等を付することができる。

（変更等の申請）

第8条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、第6条に基づき提出した喫煙所の運営計画の内容を変更し、又は喫煙所を廃止しようとするときは、あらかじめ計画変更等申請書（別記第4号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

2 区長は、前項に規定する変更の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは計画変更等承認通知書（別記第5号様式）により助成決定者に通知し、不適当と認

めるときは計画変更等不承認通知書（別記第6号様式）により助成決定者に通知するものとする。

（維持管理経費等に関する報告）

第9条 助成決定者は、当該交付決定のあった会計年度の終了後速やかに喫煙所の維持管理経費等に関する報告書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に報告しなければならない。

- （1） 維持管理経費に係る領収書又はそれと同等と認められるもの
- （2） 維持管理経費の内訳が分かる書類
- （3） 公衆喫煙所の外観及び内部の現況が分かる写真
- （4） そのほか区長が必要と認める書類

2 公衆喫煙所の廃止等で年度内の事業を終了した場合も速やかに報告書を提出すること。

（助成金の額の確定）

第10条 区長は、前条の完了報告書の提出を受けたときは、その内容の審査を行い、その内容が適当と認めるときは、助成金の額を確定し、助成金交付額確定通知書（別記第8号様式）により、助成決定者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による審査等の結果、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成決定者に是正を求めることができる。

（助成金の交付請求及び交付）

第11条 助成決定者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、速やかに助成金交付請求書（別記第9号様式）により、区長に助成金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りそのほか不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- （2） 助成金を他の用途に使用したとき。
- （3） 喫煙所が第2条に規定する喫煙所としての要件を欠くことになったとき、又は第4条の助成対象者でなくなったとき。
- （4） 第8条の規定により喫煙所を廃止したとき。
- （5） 第9条に規定する報告書が、期日までに提出されないとき。
- （6） そのほか助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、助成金交付決定取消通知書（別記第10号様式）により助成決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第13条 区長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分の助成金が既に交付されているときは、助成決定者に対し期限を定めて助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第14条 区長は、前条の規定により助成金の返還を命じたとき（第12条第1項第3号及び第4号の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において助成金の返還を命じたときを除く。）は、助成決定者にその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの間の日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 区長は、助成金の返還を命じた場合において、助成決定者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第15条 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、助成決定者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金等の納付とみなす。

(延滞金の計算)

第16条 第14条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(調査)

第17条 区長は、助成決定者に対して、公衆喫煙所の運営等について必要な調査を行い、又は資料の提出を求めることができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第18条 区長は、助成事業者が助成金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該助成金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は、事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(関係書類の保管)

第19条 助成事業者は、この助成金の交付に係る予算と決算の関係を明らかにした書類を当該会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第20条 この要綱による助成金の交付については、この要綱に定めるもののほか東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）に定めるところによる。

(委任)

第21条 この要綱の施行について、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、資源環境

部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表1（第3条関係）

対象地区
大山駅・板橋区役所前駅周辺地区（路上禁煙地区）
ときわ台駅周辺地区（路上禁煙地区）
上板橋駅周辺地区（路上禁煙地区）
東武練馬駅周辺地区（路上禁煙地区）
成増駅周辺地区（路上禁煙地区）
板橋駅・新板橋駅周辺地区（路上禁煙地区）
志村坂上駅周辺地区（路上禁煙地区）

別表2（第5条関係）

助成限度額	助成対象経費	補助率
年額600,000円（※1）	（1）保守管理費 電気代（※2）、集塵装置・脱臭機等機器保守点検委託費、火災保険料（※3）、清掃・ごみ処理委託費など （2）賃貸料 ア 所有物件の場合：賃貸料相当額（※4） イ 賃貸物件の場合：賃貸料（※5）	10/10

- ※1 決定期間が1年間に満たない場合は、50,000円に決定月数（1か月に満たない月がある場合は、該当月については日割りで算出）を乗じた金額を上限とする。
- ※2 電気メーター等から個別に算出できない場合は、全体の床面積に占める公衆喫煙所の床面積の割合をもとに電気代を算出する。
- ※3 公衆喫煙所にかかる保険料のみを対象とし、契約書等で個別に金額が確認できない場合は、全体の床面積に占める公衆喫煙所の床面積の割合をもとに算出する。
- ※4 近隣の賃貸料相場を参考に助成額を決定する。
- ※5 賃貸借契約書の賃貸料のうち公衆喫煙所の運営に係る部分について、当該建物の使用者が支払う賃貸料とする。

(宛先) 板橋区長

住所（所在地）
（団体名）
氏名（代表者名）

助成金交付申請書

板橋区公衆喫煙所維持管理助成要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 喫煙所の状況および申請金額

喫煙所の区分	<input type="checkbox"/> 屋内型 <input type="checkbox"/> 屋外コンテナ型		
喫煙所の所在地	板橋区		
喫煙所面積	m ²	喫煙所の定員	名
喫煙所の設置日	年 月 日		
助成金申請期間	初年度・()年目		
	年 月 日	から	年 月 日 まで
維持管理経費 見込総額	円		
助成申請見込額	円		

維持管理経費見込総額内訳	
電気代	円
空気清浄機等保守料	円
清掃・ごみ委託経費	円
火災保険料	円
家賃または家賃相当額	円
その他	円

*注意事項

- 1 消費税を含む金額とすること。
- 2 算出根拠となる内訳書及び見積書などを添付すること。
- 3 法人の場合は、法人住民税の領収書の写し又は納税証明書（いずれも直近のもの）

2 【個人の場合】区税納付状況調査に関する同意

補助金交付に係る審査にあたり、区が保有する私の区税の納付状況を確認することに同意します。

※同意しない場合、区外に居住している場合又は転入前の自治体において課税されている場合は、下記の □ に ✓ を記入してください。

同意しない

区外に居住している

転入前の自治体において
課税されている

↓

追加添付書類…住民税（課税されている方は軽自動車税も）の領収書の写し又は 納税証明書。
非課税の場合は、非課税証明書。

※いずれも直近のもの（領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）

喫煙所の設置状況・運営計画書

申請者	団体名	
	所在地	
	業種	
	代表者名	
	担当者名	
	電話番号	

設置状況・運営計画		
1	設置場所の所有形態	<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 使用（賃貸） <input type="checkbox"/> その他（ ）
2	設置階	階
3	喫煙所専用電気メーター	<input type="checkbox"/> 設置済 <input type="checkbox"/> なし
4	換気設備	<input type="checkbox"/> 設置済
5	出入口の扉	<input type="checkbox"/> 設置済 <input type="checkbox"/> カーテン等
6	付帯設備 ※設置済又は設置（取替） 予定の設備に☑し、カッ コ内に個数を入れる。	<input type="checkbox"/> 空気清浄機（ ） <input type="checkbox"/> 分煙機（ ） <input type="checkbox"/> 脱臭機（ ） <input type="checkbox"/> 灰皿（ ） <input type="checkbox"/> 消火器（ ） <input type="checkbox"/> 喫煙所への案内板（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
7	管理の形態	（吸殻ごみの処理方法・機器メンテナンス・清掃委託の有無等）

8	運営日数・時間	<p style="text-align: center;">日 月 火 水 木 金 土 祝日</p> <p style="text-align: center;">時 分 ～ 時 分まで</p> <p>(その他休業日:)</p>
---	---------	--

9	緊急連絡先 (担当者)
---	-------------

確認したら、チェックしてください。

- 近隣の居住者、テナント、建物の所有者、町会等の同意を得て設置している。
- 法令等に抵触せず、公序良俗に反しない形態及び運営である。
- 一般に開放し、無料で利用できる喫煙所である。
- 区が公衆喫煙所として周知することに同意する。

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

住所（所在地）

（団体名）

氏名（代表者名）

様

板橋区長

助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度板橋区公衆喫煙所維持管理経費助成金について、
下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 助成対象となる公衆喫煙所
（設置場所）板橋区
- 2 助成金交付決定金額 金 円
- 3 助成金交付の条件
板橋区公衆喫煙所維持管理助成要綱の規定による。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

住所（所在地）

（団体名）

氏名（代表者名）

様

板橋区長

助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度板橋区公衆喫煙所維持管理経費助成金について、
下記のとおり不交付を決定したので通知します。

記

- 1 助成対象となる公衆喫煙所
（設置場所）板橋区
- 2 不交付の理由

(宛先) 板橋区長

住所 (所在地)
(団体名)
氏名 (代表者名)

計画変更等申請書

年 月 日付け 板資資第 号で交付決定のありました助成金について、下記のとおり計画の変更をしたいので、板橋区公衆喫煙所維持管理助成要綱第8条の規定に基づき申請いたします。

記

1 助成対象となる公衆喫煙所
(設置場所)

2 主な計画の変更点

- (1) 計画変更
 中止
 廃止

(2) 計画変更 (中止・廃止) の内容

(3) 計画変更 (中止・廃止) の理由

住所(所在地)

(団体名)

氏名(代表者名)

様

板橋区長

計画変更等承認通知書

年 月 日付け 板資資第 号で交付決定をした助成金について、板橋区公衆喫煙所維持管理助成要綱第8条の規定に基づき下記のとおり承認を決定したので通知します。

記

- 1 助成対象となる公衆喫煙所
(設置場所)
- 2 主な計画の変更点
 - (1) 計画変更
 中止
 廃止
 - (2) 計画変更(中止・廃止)の内容

住所(所在地)

(団体名)

氏名(代表者名)

様

板橋区長

計画変更等不承認通知書

年 月 日付け 板資資第 号で交付決定をした助成金について、板橋区公衆喫煙所維持管理助成要綱第8条の規定に基づき下記のとおり不承認を決定したので通知します。

記

1 助成対象となる公衆喫煙所
(設置場所)

2 主な計画の変更点

- (1) 計画変更
 中止
 廃止

(2) 計画変更(中止・廃止)の内容

(不承認の理由)

年 月 日

（宛先）板橋区長

住所（所在地）

（団体名）

氏名（代表者名）

喫煙所の維持管理経費等に関する報告書

年 月 日付け 板資資第 号で交付決定を受けた喫煙所の維持管理経費等の助成金について、板橋区公衆喫煙所維持管理助成要綱第9条の規定に基づき、次のとおり報告します。

喫煙所の所在地	板橋区
喫煙所運営開始日	年 月 日
助成申請期間	初年度・（ ）年目
	年 月 日 から 年 月 日 まで
維持管理経費総額	円
助成申請額	円

維持管理経費総額内訳	
電気代	円
空気清浄機等保守料	円
清掃・ごみ委託経費	円
火災保険料	円
家賃または家賃相当額	円
その他	円

* 注意事項

- 1 消費税を含む金額とすること。
- 2 各項目の算出根拠となる内訳書及び領収書を添付すること。

住所(所在地)

(団体名)

氏名(代表者名)

様

板橋区長

助成金交付額確定通知書

年 月 日付け 板資資第 号で交付決定をした助成金について、完了報告に基づき審査した結果、下記のとおり助成金額を確定したので、板橋区公衆喫煙所維持管理助成要綱第10条の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

1 助成対象となる公衆喫煙所
(設置場所)

2 助成金交付確定額 金 円

維持管理経費の総額	円
助成対象経費	円
交付決定額	円
交付確定額	円

(宛先) 板橋区長

住所 (所在地)
(団体名)
氏名 (代表者名)

助成金交付請求書

年 月 日付け 板資資第 号により確定した助成金について、板橋区公衆喫煙所維持管理助成要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり請求いたします。

記

1 請求額 金 円

2 振込口座

		銀行 信用金庫 信用組合		本店 支店 出張所
預金 種目	1 普通 2 当座 3 貯蓄 (○で囲む)	口座番号		
口座 名義人	フリガナ			
	氏 名			

年 月 日

住所 (所在地)

(団体名)

氏名 (代表者名)

様

板橋区長

助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け 板資資第 号で交付決定をした助成金について、板橋区公衆喫煙所維持管理助成要綱第 12 条の規定に基づき下記のとおり取消します。

記

1 助成対象となる公衆喫煙所
(設置場所)

2 助成金交付決定額 金 円

3 助成金交付取消額 金 円

4 取消の理由